

パブリック・コメント手続の実施状況について

第 8 次総合計画基本構想及び基本計画（案）は、多治見市市民参加条例及び多治見市パブリック・コメント手続条例に基づき、市民が市政に参加する機会を保障し、もって市民自治の確立に資することを目的とし、パブリック・コメント手続を実施中です。

パブリック・コメント手続の概要は、下記のとおりです。

1 パブリック・コメント実施期間

令和 5 年 9 月 22 日（金）から同年 10 月 23 日（月）まで

2 10 月 23 日（月）正午までにいただいたご意見の内訳（3 名の方から 18 件）

（1）第 8 次総合計画基本構想及び基本計画（案）に対するご意見（11 件）

「ルーチンワーク的なものは他の本来の計画事項とは分けた方が分かりやすいのではないか」等

（2）第 8 次総合計画基本構想及び基本計画（案）以外の個別具体的な内容・事業等に関するご意見・ご提案（7 件）

「マイナンバーカードの活用がどこまで検討されているか」等

3 いただいたご意見に対する本市の対応

10 月 23 日（月）の実施期間終了後、ホームページにて市の考え方を公表します。第 8 次総合計画基本構想及び基本計画（案）の変更を検討すべきご意見はございません。